

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2019-526374(P2019-526374A)

【公表日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2019-038

【出願番号】特願2019-513026(P2019-513026)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/06 (2006.01)

A 6 1 B 1/045 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/06 6 1 2

A 6 1 B 1/045 6 1 0

A 6 1 B 1/045 6 3 2

A 6 1 B 1/00 6 8 2

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ワイヤレス内視鏡カメラであって、

前記内視鏡カメラの第1の端部のグリップ領域であって、フェースと、前記グリップ領域に対して垂直な第一の方向に前記フェースから延びる取り付けカラーとを具え、前記取り付けカラーは前記内視鏡カメラを内視鏡に結合するのに適合している、グリップ領域と、

前記グリップ領域から前記第1の方向に、前記取り付けカラーの下に延びるレッジであって、ユーザの手の中で前記内視鏡カメラの動きに抵抗するように構成されており、第1の凹部と、第1の凸部によって前記第1の凹部と分離された第2の凹部とを具え、前記第1および第2の凹部はユーザの指を受けるように適合されている、レッジと、

前記カメラの前記第1の端部とは反対側の第2の端部の近くに配置された無線送信機とを具えることを特徴とする内視鏡カメラ。

【請求項2】

請求項1の内視鏡カメラにおいて、前記グリップ領域と前記無線送信機との間の距離が少なくとも5センチメートルであることを特徴とする内視鏡カメラ。

【請求項3】

請求項1の内視鏡カメラにおいて、前記カメラの平衡点は、前記内視鏡に取り付けられたときに、前記グリップ領域に配置されることを特徴とする内視鏡カメラ。

【請求項4】

請求項1の内視鏡カメラにおいて、前記グリップ領域が2つの肩部を具えることを特徴とする内視鏡カメラ。

【請求項5】

請求項4の内視鏡カメラにおいて、前記2つの肩部は、ユーザの手の中で前記内視鏡カメラの望ましくない回転に抵抗するように構成されていることを特徴とする内視鏡カメラ

。

【請求項 6】

ワイヤレス内視鏡カメラシステムにおいて、
内視鏡カメラであって、

当該内視鏡カメラの第1の端部のグリップ領域において、フェースと、当該フェースから前記グリップ領域に対して垂直な第一の方向に延びる取り付けカラーとを具え、前記取り付けカラーは、前記内視鏡カメラを内視鏡に連結するように適合されている、グリップ領域と、

前記グリップ領域から第1の方向に、前記取り付けカラーの下に延びるレッジであって、ユーザの手の中での前記内視鏡カメラの動きに抵抗するように構成されており、第1の凹部と、第1の凸部によって前記第1の凹部と分離された第2の凹部とを具え、前記第1および第2の凹部はユーザの指を受けるように適合されている、レッジと、

前記カメラにおいて前記第1の端部と反対側の第2の端部の近くに配置された無線送信機と、を具える内視鏡カメラと、

内視鏡に直接結合可能であり、別個のライトボックス装置への接続を必要としない光源と、

を具えることを特徴とするワイヤレス内視鏡カメラシステム。

【請求項 7】

請求項6に記載の内視鏡カメラシステムにおいて、グリップ領域と前記無線送信機との間の距離は少なくとも5センチメートルであることを特徴とするワイヤレス内視鏡カメラシステム。

【請求項 8】

請求項6に記載の内視鏡カメラシステムにおいて、前記カメラの平衡点は、前記内視鏡に取り付けられたときに、前記グリップ領域に配置されることを特徴とするワイヤレス内視鏡カメラシステム。

【請求項 9】

請求項6に記載の内視鏡カメラシステムにおいて、前記光源を前記内視鏡カメラに接続するためのケーブルをさらに具えることを特徴とするワイヤレス内視鏡カメラシステム。

【請求項 10】

請求項6に記載の内視鏡カメラシステムにおいて、前記光源が、前記内視鏡に取り付けるためのポートを有する円筒形のキャニスターを具えることを特徴とするワイヤレス内視鏡カメラシステム。